

< 地域支援・外来医薬品供給対応体制加算 >

当診療所では、厚生労働省の後発医薬品使用推進の方針に従い、患者さまの負担軽減及び医療保険財政の改善に資するものとして後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しており地域支援・外来医薬品供給対応体制加算を算定しております。

ご不明な点については当診療所医師にお尋ねください。

- ・ 医薬品の供給が不足した場合に医薬品の処方の変更に関して適切な対応が行える体制を整えております。
- ・ 医薬品の供給状況により投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際には患者さまへご説明いたします。

※後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。